

入札監理小委員会における審議の結果報告
港湾、空港における発注者支援業務（発注補助業務、技術審査補助業務、
監督補助業務、品質管理補助及び施工状況確認補助業務）

国土交通省の「港湾、空港における発注者支援業務」については、公共サービス改革基本方針（別表）において、平成27年度から1年以内又は1年を超える期間を契約期間として、民間競争入札を実施することとされている。

当該民間競争入札実施要項（案）を入札監理小委員会において審議したので、その結果（主な論点と対応）を下記のとおり報告する。

1. 事業の評価を踏まえた対応について

業務を実施可能と推測される事業者からのアンケート結果を踏まえ、以下のとおり、実施要項（案）を修正。

○業務実績要件の緩和　　《全業務共通》

企業及び、管理技術者に求める実績要件の期間を過去10年から15年へ延長。

○資格要件の緩和　　《発注補助業務、技術審査補助業務》

1つの履行場所において、同一技術者職種（土木・電気・機械等）の担当技術者を複数名配置する場合、1名のみ資格要件を満たさなくても配置可能とする。

2. パブリックコメントの結果について

パブリックコメントを実施したところ、意見は寄せられなかった。

3. 実施要項（案）全般の審議について

委員からの意見を踏まえ、実施要項（案）について、以下の点を修正した。

○資格要件を満たさない場合も、同一技術者職種（土木・電気・機械等）であることを要件としていたが、資格を満たさない者の職種を明確に定義できないため、同要件を削除。（資料6-2 11頁）

○担当技術者の実務経験において、複数年契約の場合であって、業務が完了していない場合でも、1年以上の従事期間があれば実務経験として認めるものとする。

（資料6-2 11頁）

○設計共同体（JV）として認める業務の区分表について、区分表の記載だけでなく、発注業務の内容に応じて、表の区分を使用してJVを組むことができる旨の説明を追記。

（資料6-2 52頁）

以上